

# 栃木市犯罪被害者等支援条例の制定について

市では、犯罪被害に関する相談、各相談窓口の案内などの支援を行っています。

また、殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者の方に対し、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、見舞金を支給します。

## 対象となる犯罪被害

殺人、強盗致死傷、傷害、強制性交等致死傷、危険運転致死傷などの故意犯

※令和4年4月1日以後に発生した日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く）による死亡又は重傷病をいいます。

## 対象となる犯罪被害者

被害にあわれた時において、本市の住民基本台帳に登録されていた方

※震災避難者やDV、ストーカー等の被害を受けていたなど、その事実が確認できる方も含みます。

## 遺族 見舞金

支給額 **30万円**

※既に重傷病見舞金の支給を受けた場合は20万円

### 支給を受けられる遺族

犯罪行為により被害者が亡くなられた時において、**第1順位遺族となる方の代表者1名**  
(国籍や住所を問いません)

### 支給を受けられる範囲と順位

#### ①配偶者

※事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及びパートナー関係にあった者を含む

#### 被害者の収入で生活していた

#### ②子

※縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む

③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

上記に該当しない

#### ⑦子

※縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む

⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

順位

## 重傷病 見舞金

支給額 **10万円**

### 支給を受けられる方

犯罪行為により重傷病を負った**被害者本人**

### 「重傷病」とは

次のいずれも満たすこと

- ① 犯罪行為による負傷又は疾病であること
- ② 療養の期間が1か月以上であること  
※精神疾患の場合は療養の期間が1か月以上かつ3日以上労務に服せない程度
- ③ 医師又は歯科医師の診断書があること  
前記※の記載があるもの。
- ④ 警察に被害届が受理されていること

#### 【例】

加害者から殴られて医師の診察を受け、療養の期間を1か月とする診断書が発行された。警察に被害を申告し、診断書記載の負傷内容で傷害事件の被害届が受理された場合など

## 申請の期限

犯罪行為による死亡若しくは重傷病の**発生を知った日から1年以内**  
又は死亡若しくは重傷病が**発生した日から2年以内**

※やむを得ない理由がある場合は、その理由のやんだ日から**6か月以内**に限り申請することができます。

# 見舞金の申請に必要な書類

## 遺族 見舞金

### 全員必要なもの

- ① 死亡診断書・死体検案書など  
死亡の年月日などを証明できる書類
- ② 戸籍の謄本又は抄本など  
亡くなられた方と続柄が分かるもの
- ③ 住民票の写しなど  
犯罪発生時に市民である証明ができるもの
- ④ 申請者の身分証の写し
- ⑤ 見舞金の振込口座の写し

### 該当の場合ご提出ください

- 事実上婚姻関係と同様の事情  
又はパートナー関係にあった方  
→ その事実を確認することができる書類
- 配偶者以外の方  
→ 第1順位遺族であることを証明できる書類
- 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子にあたる方  
→ 犯罪行為が行われた時に被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類

## 重傷病 見舞金

- ① 医師または歯科医師の診断書
- ② 被害届の受理警察署や受理番号  
などが分かる書類  
被害届が受理されていることが分かるもの
- ③ 申請者の身分証の写し
- ④ 見舞金の振込口座の写し

## 請求のながれ



### 注意 1 見舞金の返還を求める場合

- 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき
- 条例又は規則の規定に違反したとき

### 注意 2 見舞金の支給対象外となる場合

- 被害者と加害者との間に夫婦、直系血族、3親等内の親族関係がある場合  
※事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及びパートナー関係を含む
  - 被害者又は第一順位遺族に、犯罪行為を教唆（そそのかし）や幫助（手助け）したり、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱その他犯罪行為を誘発する行為や著しく不正な行為があった場合
  - 犯罪行為の容認、栃木市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は密接交際者に該当する場合
  - 犯罪行為に対する報復として、加害者やその親族等の生命・身体に重大な害を加えた場合
  - その他、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合
- ※ DVの保護命令が発せられていた場合や被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、その他これらに準ずるものと認められる場合は支給します。



## 栃木市役所 生活環境部 交通防犯課

被害者相談 月～金（祝日・年末年始除く）8：30～17：15

☎ 0282-21-2151

☎ 0282-21-2680

✉ simin02@city.tochigi.lg.jp

🌐 <https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/20/>